

## 広島県告示第634号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成29年11月24日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号 帝人株式会社 代表取締役社長執行役員 鈴木 純
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市円一町一丁目1番1号 帝人株式会社 三原事業所

### 2 申請の内容

74 特定事業場から排出される水の処理施設3基の使用法を変更するとともに、汚水等処理施設における汚水等の汚染状態及び量を変更する。また、排水口における排出水の汚染状態及び量を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

##### (その1) 変更

		変更前	変更後
種 類		74 特定事業場から排出される水の処理施設（100曝気槽）	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	完成後直ちに

使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される 汚水等の状態	化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	19	22
		窒素含有量		15	22	16	24
排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )			9,016	12,365	6,240	8,783	

(その2) 変更

		変更前		変更後			
種 類		74 特定事業場から排出される水の処理施設 (A 2 沈殿池)					
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに			
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに			
使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される 汚水等の状態	化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	19	22
		窒素含有量		15	22	16	24
排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )			9,016	12,365	6,240	8,783	

(その3) 変更

				変更前		変更後	
種 類				74 特定事業場から排出される水の処理施設 (A 1 沈殿池)			
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日			—		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			—		着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			—		完成後直ちに	
使用の方法	項 目			通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	19	22
		窒素含有量		15	22	16	24
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )			9,016	12,365	6,240	8,783

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

				変更前				変更後			
種 類				100曝気槽							
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日			—				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			—				着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			—				完成後直ちに			
使	汚水等処理前	項 目		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

用の方法	処理後の汚染状況	化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	17	22	19	22	19	22
		窒素含有量		15	22	15	22	16	24	16	24
	排出される汚水等の1日当たりの量(m <sup>3</sup> )			9,016	12,365	9,016	12,365	6,240	8,783	6,240	8,783

(その2) 変更

			変更前				変更後			
種 類			A 2 沈殿池							
工期等	工事着手予定年月日		—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		—				着手後直ちに			
	使用開始予定年月日		—				完成後直ちに			
使用の方法	処理前の汚水等の汚染状況	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	17	22	19	22	19	22
	窒素含有量		15	22	15	22	16	24	16	24
排出される汚水等の1日当たりの量(m <sup>3</sup> )			9,016	12,365	9,016	12,365	6,240	8,783	6,240	8,783

(その3) 変更

			変更前				変更後			
種 類			A 1 沈殿池							
工期	工事着手予定年月日		—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		—				着手後直ちに			

等	使用開始予定年月日		—				完成後直ちに					
	使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
			化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	17	22	19	22	19	22
			窒素含有量		15	22	15	22	16	24	16	24
	排出される汚水等の1日当たりの量(m <sup>3</sup> )		9,016	12,365	9,016	12,365	6,240	8,783	6,240	8,783		

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後		
		通常	最大	通常	最大	
1号	化学的酸素要求量	(mg/L)	17	22	19	22
	窒素含有量		15	22	16	24
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		9,016	12,365	6,240	8,783

(その2) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度指数	5.5~9.0	5.5~9.0	—	—
	化学的酸素要求量	5	10	—	—
	浮遊物質	15	30	—	—

2号	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	(mg/L)	2	3	—	—
	窒素含有量		2	6	—	—
	燐含有量		1	3	—	—
	溶解性マンガン含有量		0	0.1	—	—
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3,000 以下	3,000 以下	—	—
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		60,000	65,000	0	0

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年11月24日から平成29年12月15日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課